

平成26年度大阪府在宅医療連携拠点支援事業

北区医師会

在宅医療・病診連携担当理事 米田円

1.はじめに

在宅医療の円滑な推進を図るため、平成24年度から開始された大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業に準拠し、北区医師会では、平成24年10月1日～平成26年3月31日までの間、「北区在宅医療円滑化ネットワーク事業（在宅医療コーディネーターの育成を目指して）」を実施した。本事業の主目的は、転・退院後、在宅への移行の円滑化および医療・介護を提供する全ての機関が有機的に結合したネットワークの構築であった。当医師会会长、同副会長、同担当理事、北区内5病院（北野病院、済生会中津病院、住友病院、行岡病院、加納総合病院）の地域連携室担当者、北区役所および北区地域包括支援センターの担当者（平成25年度から参加）、そして在宅医療コーディネーターを構成メンバーとする北区在宅医療円滑化ネットワーク委員会を運営母体として、事業が進められた。在宅医療コーディネーターは当医師会立北区訪問看護ステーション訪問看護師が担当し、病院から在宅に向けた調整作業に取り組んだ。これらの活動により、

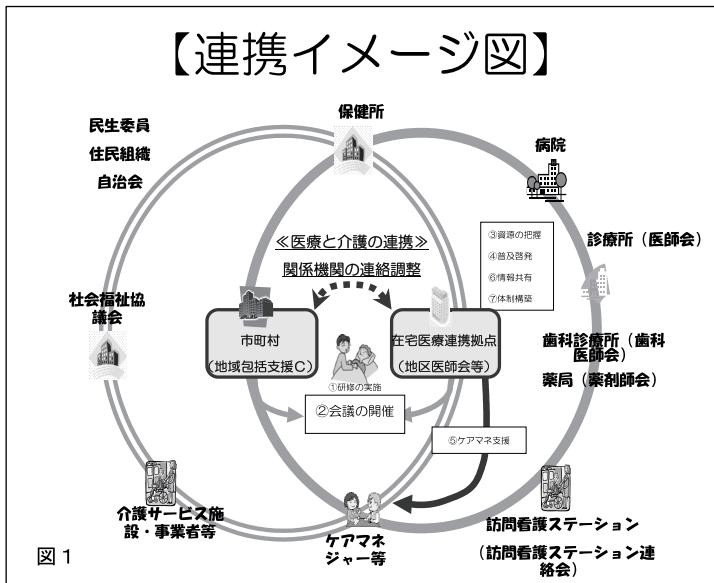
在宅療養への移行が円滑に進むとともに、研修会開催や広報活動などにより、多職種からなるネットワークの骨格が形成された。しかしながら、受け入れ家族側が介護力不足を理由に在宅医療を拒否する場合が多いこと、医師の在宅医療に対する理解不足や協働意欲・体制に差異があること、多職種向け研修会の不足など、在宅医療を推進させるうえで、種々の問題点や課題が浮き彫りになつた。

この大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業から継続し、より包括的な在宅医療支援に取り組む事業として、平成26年度から大阪府在宅医療連携拠点支援事業が開始された。

2.事業目的・趣旨

高齢化が進展する中、本人や家族の希望により住み慣れた地域で生活することを支えるためには、地域の実情に合った在宅医療の提供体制を各地域で構築し、府内で在宅医療と介護をシームレスに連携させる仕組みを面的に整備することが必要である。そのためには、地域における様々な医療機能を有する病院や診療所をはじめ、地域の医療・介護関係者、団体など、多職種協働による

在宅医療の支援体制の構築に繋がる連携拠点の整備が求められている。本事業は、地区医師会等と市町村が連携して構築する在宅医療連携拠点の整備・推進を支援し、在宅医療の円滑な推進をするものである。（図1）



3. 本事業の位置づけ

大阪府が医療提供体制の課題を解決するために策定した大阪府地域医療再生計画（平成24年度補正予算）に基づく取り組みとして、大阪府地域医療再生基金を活用し、実施する事業。

4. 大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業との相違点

これまでの大坂府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業が「企画提案型」であつたことに対し、本事業は「事業要件型」、即ち、後述する実施項目につき、実際に取り組む必要がある。そこでは、「病院→在宅」というルートに拘らない、より広く一般的な在宅療養管理に向けた支援体制が必要で、なおかつ事業実施の全般において、市町村との連携が必須とされる。

5. 事業実施期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

6. 実施項目

在宅医療連携拠点の機能を充実させるため、（1）研修の実施、（2）会議の開催、（3）地域の医療・福祉資源の把握および活用、（4）地域住民への普及・啓発、（5）地域包括支援センター・ケアマネを対象とした支援の実施、（6）効率的な情報共有

のための取り組み、(7) 24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築に向けた検討が必須要件とされている。(表2)

- (2) (1) 7. 具体的な取り組み例
研修の実施の具体例
会議の開催の具体例
- 職種によるグループワーク型研修、専門的な事例の検討に基づく課題解決型研修

【実施項目】	
(1) 研修の実施	
(2) 会議の開催	
(3) 地域の医療・福祉資源の把握および活用	
(4) 地域住民への普及・啓発	
(5) 地域包括支援センター・ケアマネを対象とした支援の実施	
(6) 効率的な情報共有のための取り組み	
(7) 24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築に向けた検討	

表2

- (3) 地域の医療・福祉資源の把握および活用の具体例
地域の医療・福祉資源の把握のためのアンケート調査の実施・分析、地域の在宅医療・介護資源マップの作成、訂正・更新
- (4) 地域住民への普及・啓発の具体例
地域住民向けシンポジウムの開催、出前講座の開催、ホームページを活用した情報発信、住民向け相談窓口の設置
- (5) 地域包括支援センター・ケアマネを対象とした支援の実施の具体例
地域包括支援センターやケアマネジャーが抱える課題の聞き取り調査、地域ケア会議やケアマネ連絡会等への出席、助言や意見集約、ケアマネタイム（ケアマネが医師と連絡を取りやすい手法を整理したもの）の作成、ケアマネジャー向けの医療的な相談窓口の設置
- (6) 効率的な情報共有のための取り組みの具体例
地域の在宅医療・介護関係者の連絡様式・方法の統一、ICTシステムを活用した情報共有システムの検討
- (7) 24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築に向けた検討

検討の具体例

医師のグループ化の支援に向けた検討（在宅主治医が不在のときに連携医師が診療する態勢、複数の医療機関が連携し、在宅療養者を診療する仕組み）、緊急時対応の訪問看護ステーションと往診可能な診療所との役割分担の整理、病院と診療所の連携による体制の構築に向けた検討（レスパイント入院受入れ手順書の作成、バックベッドの運用基準の作成など）

8. 事業実施状況

これまでに当医師会が実施した事業内容は以下のとおりである。

・「在宅医療・介護連携を推進するための会議」の開催

〔目的〕地区医師会、区役所、地域包括支援センター、社会福祉協議会が、互いの意見や情報を交換することにより、北区の医療・福祉資源を把握し、それらを活用することで、在宅医療・介護連携の推進を図る。

〔参加者〕波多野泉（大阪市北区医師会会长）、米田円（大阪市北区医師会理事）、柏井三郎（大阪市大淀医師会理事）、中村淳子（北区社会福祉協議会事務局長）、軸丸政代（北区社会福祉協議会地域支援担当主査）、廣瀬有香（北区地域包括支援センター管理者）、石原奈保子（北区大淀地域包括支援センター管理者）、清原健介（北区役所健康課）。

した。

・北区在宅医療支援ネットワーク委員会（平成26年7月3日、同年8月28日、同年11月20日）

北区在宅医療円滑化ネットワーク委員会からの継続で、標記のよう名称変更して開催。進捗状況として、北区在宅医療コーディネーターによる作業内容の確認とそのメリットや問題点の抽出、さらには、北区在宅医療支援ネットワーク依頼書の様式の見直しと変更、今後の研修会の計画などを協議した。

・北区在宅医療コーディネーターによる在宅管理に向けた調整作業

在宅医療コーディネーターは、病院から退院の際、諸問題のために、スムーズに在宅管理に移行できないケースのみならず、診

〔内容〕第1回目（平成26年10月8日）では、大阪府在宅医療連携拠点支援事業の目的・趣旨についての説明があり、在宅医療・介護連携やその推進のために必要なことについて意見交換を行った。第2回目（平成26年11月12日）では、在宅医療・介護に関連した、区民向けの医療マップ（紙面版）「北区在宅医療マップ（仮称）」を作成する方針となつた。これは、区民への在宅医療に関する啓発や在宅に関する相談窓口を広報することが主な目的である。第3回目（平成26年12月10日）では、前述のマップに掲載する医療機関・施設や配布手段につき協議した。

療所、他地区の医療機関、地域包括支援センターや患者家族など、多方面からの症例相談に個々に対応し、事例ごとに問題点や要点を整理し、必要により、かかりつけ医や訪問看護・介護ステーションなどの手配をする円滑な在宅医療への管理に向けた支援をしました。平成26年度は16例の事例紹介があり、これまで北区在宅医療円滑化ネットワーク事業を通じて紹介のあつた事例を含め、全てをデータベース化した。また、この在宅医療コーディネーターの業績内容（平成24年10月～平成26年3月）については、大阪府医師会において平成26年7月5日に開催された「平成26年度在宅医療連携拠点支援事業講演会」にて、タイトル「北区医師会在宅医療コーディネーターの役割」～地域の病院との連携～と題して、その業績について報告した。参加対象は、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、大阪府訪問看護ステーション協会、大阪府病院協会、大阪府私立病院協会、医療関係者、市町村等行政担当者等であった。

・研修会関連

- ① 北区の開業医・ケアマネジャー・訪問看護との意見交換会（平成26年11月15日）への参加

主催は北区訪問看護ステーション管理者の集い。医療・介護に関する多職種間での考え方の違いや立場を互いに理解し、今後の連携に生かしていくことを目的としたグループワーク。テーマは

「ケアマネと組んで、よかつたこと、困ったこと」。参加者は、医師（北区および大淀医師会から）8名、ケアマネジャー10名、訪問看護師7名であつた。

- ② 北区在宅医療支援ネットワーク情報交換会（平成26年12月6日）の開催

主催は当医師会。多職種からなるネットワーク拡充を目指し、顔の見える付き合いを通して、医療・介護連携を深化させることが目的。北区役所、北区地域包括支援センター、北区内の病院、診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、福祉用具事業所などの多職種から、計47名の参加があつた。前半では平成25年度北区在宅医療円滑化ネットワーク事業報告と平成26年度大阪府在宅医療連携拠点支援事業についての解説と進捗状況の報告や今後の取り組みに関する説明があつた。後半では、各参加者から自施設の紹介とアピールがあり、医療や介護分野の分け隔てなく、現状報告や問題点などにつき意見交換を行つた。

・その他

- 「地域医療ハンドブック」や「在宅連携、連絡ノート」の内容につき、一部改訂作業をし、発行した。

以上、在宅医療・介護連携を推進するための会議の開催により、これまで別個に機能していた北区と旧大淀地区における在宅医

療・介護面での連携を図るための方向性を見出すことが可能になる。また、「北区在宅医療マップ」作成作業は北区内での医療・福祉資源の把握や活用に直結し、これを区民へ配布することにより、在宅医療に関する普及と啓発も兼ねている。

北区在宅医療支援ネットワーク委員会は、在宅医療に関する事例につき検討し、医療機関連携および在宅医療・介護の連携上の課題を抽出する場である。

北区在宅医療コーディネーターによる在宅管理に向けた調整作業は、結果的にみて、ケアマネジャーが引き続き在宅療養の管理をしていくにあたっての多大な支援につながっている。

北区の開業医・ケアマネジャー・訪問看護との意見交換会への参加、北区在宅医療支援ネットワーク情報交換会の開催により、医療介護関係者による顔の見える関係が醸成され、在宅医療を取り巻く、多職種ネットワークの中の結びつきがより強固なものとなつた。現在、北区在宅医療支援ネットワークの協力機関は、北区役所、北区および大淀地域包括支援センター、北区内の病院や診療所などの医療機関以外に訪問・居宅支援事業所、訪問リハビリテーション、医療福祉用具事業所など多岐にわたる。また、協力団体は、（社）大阪市大淀医師会、（社）大阪北区歯科医師会、（一社）大阪市大淀歯科医師会、大阪府薬剤師会北区北支部、大阪府薬剤師会北区大淀支部となっている。（表3、4、5）

【北区在宅医療支援ネットワーク協力機関（1）】

- ・行政機関
 - 北区役所、北区地域包括支援センター、大淀地域包括支援センター
- ・病院（5）
 - 加納総合病院、北野病院、済生会中津病院、住友病院、行岡病院
- ・診療所（40）
 - 北区および大淀医師会内の在宅療養支援診療所
または往診可能診療所

表3

【北区在宅医療支援ネットワーク協力機関（2）】

- ・訪問薬局（1）
- ・訪問看護ステーション（9）
- ・訪問・居宅支援事業所（55）
- ・訪問リハビリテーション（3）
- ・医療福祉用具事業所（7）
- ・介護老人福祉施設（1）

表4

【北区在宅医療支援ネットワーク協力団体】

- ・（社）大阪市大淀医師会
- ・（社）大阪北区歯科医師会
- ・（一社）大阪市大淀歯科医師会
- ・大阪府薬剤師会北区北支部
- ・大阪府薬剤師会北区大淀支部

表5

「地域医療ハンドブック」や「在宅連携、連絡ノート」の改訂・発行作業を通じて、在宅患者の状態把握や連絡様式がより現状に即し、なおかつ統一性をもつに至った。

24 時間 3 6 5日の在宅医療提供体制については、当医師会に

おいて、在宅療養支援診療所および往診可能な医師会員の協力による「在宅患者緊急連絡網」が既にあり、在宅療養中の患者からの休日中の緊急連絡に対応できるようにしている。そこでは、後方支援病院も明示されており、緊急時受入れ体制も敷かれている。

9. 今後の計画・展望

先述した「北区在宅医療マップ」を完成し、区内へ配布すると同時に、在宅医療に関して区内への啓発を行う。また、北区在宅医療円滑化支援ネットワーク委員会では、在宅医療コーディネーターの作業内容の確認作業を継続するとともに、本事業内容の今後の計画や方針を協議する。在宅医療コーディネーターによる各事例の在宅医療管理・調整作業も引き続き行い、医療・介護両面での提供体制を維持する。研修会関連では、北区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会（にこりんく）主催の多職種向け研修会や区民向け講演会など（平成 27 年 1 ～ 3 月開催予定）での本事業趣旨の説明ないし報告し、啓発をする予定である。さらに在宅医療支援ネットワーク協力機関の連携を目的として、多職種向けの研修会「H—I—V 陽性者に対する在宅研修」（平成 27 年 2 月）を

予定している。そのほか、医療機関（診療所）向けの研修会実施（例；How to 在宅、在宅医療診療報酬説明会など）なども検討している。

10. おわりに

平成 26 年 3 月に発表された大阪市公報によると、65 歳以上の高齢者がいる世帯のなかで、一人暮らし又は高齢者夫婦だけというような高齢者のみの世帯は、大阪市では 66・6% で、全国平均が 63・4% であることと比して高くなっています。今後も益々高齢化は加速度を増して進んでいくことが想定されている。

それに伴い、要介護者も必然的に増加することが予想される。介護力不足や認知症問題は、行政を含めた地域ぐるみの対策が重要であるとともに、そこには医療側との連携・協力も欠かせない。

また、医療側には、医師の在宅医療・介護に関する理解不足や在宅協力医不足などの問題がある。それらの解決は決して容易ではないが、医療側の不足点を補い、受け皿を大きくしておく拠点的役目が医師会にはあると考える。そのためには、医師会員の協力が必須条件である。本事業の要旨をご理解頂き、是非ともご賛同頂くことを御願い申し上げる次第である。